

## Case

## 【保釈請求と保釈求意見】

被告人の弁護人は、12月12日（月）午後1時過ぎに被告人の保釈請求を行い、これを受けたY地方裁判所の裁判官は、速やかに、Y地方検察庁に対し、保釈請求に対する検察官の意見を求める「保釈求意見書」を送付しました。公判請求された本件強盗致傷被告事件（以下「本件被告事件」という）は、今後、Y地方検察庁の公判部に所属する検察官が担当することになりますが、実務上、第1回公判期日前の保釈請求には捜査を担当

した検察官が対応することが多く、今回の保釈請求にも桐山検事が対応することになりました。そこで、桐山検事が保釈請求書を確認すると、その内容は、「被告人に罪証隠滅や逃亡のおそれはなく、その一方でこのまま身柄拘束が続き収入が得られないとアパートの家賃が払えずに居住先を失う可能性がある」などとして被告人の保釈を求めるものであり、被告人の母親の身柄引受書<sup>1)</sup>が添付されていました。

## Case

## 【公判担当検事への引継ぎ】

12月13日の正午前、Y地方検察庁公判部に所属する掛村烈検事は、Y地方裁判所での公判立会を終え、同僚の検察官や検察事務官たち合計30名以上が執務するY地方検察庁公判部の大部屋に戻りました<sup>10)</sup>。すると、掛村検事が自席に腰を下ろしたタイミングで、隣の席にいた立会事務官が、「検事、裁判員裁判対象事件の配点がありました。スタンガンを使った強盗致傷です」と言って、掛村検事の執務机の上に置かれた大きな

茶封筒入りの事件記録を指さしました<sup>11)</sup>。掛村検事は、「裁判員裁判対象事件ですか。気合いが入りますね」と言い、早速、茶封筒の中から起訴状綴りを取り出すと、「検察官検事 桐山千秋」と署名された起訴状に書かれた公訴事実等を確認し、桐山検事が作成した公判引継書<sup>12)</sup>に目を通しました。掛村検事は、1年後輩で頑張り屋の桐山検事が真摯に否認事件と向き合い、地道な捜査を遂げた様子が目に浮かび、ここからは自分の仕事だと身を引き締めました。

**【公判前整理手続に付する決定等】**

本件被告事件は、Y地方裁判所刑事第1部に係属し、受訴裁判所により、直ちに公判前整理手続に付する旨の決定がなされました。その後、裁判

所は、掛村検事及び弁護人の意見を聴いた上で、検察官の証明予定事実記載書面の提出と証拠の取調べ請求の期限を12月23日と決めました。

(証拠)

(立証趣旨)

甲 1	現行犯人逮捕手続書	(証拠①)	被告人を現行犯人逮捕した経緯, 状況
甲 2	店長 M の員面調書	(証拠②)	被告人が逃走しようとした状況等
甲 3	被害届	(証拠③)	被害品の名称, 点数, 販売価格
甲 4	店長 M の員面調書	(証拠④)	被害品が破損し販売不能となったこと, 処罰感情
甲 5	捜査報告書	(証拠⑤)	被告人が被害品を窃取した状況等
甲 6	実況見分調書	(証拠⑥)	犯行現場の状況, 被害者 V が暴行された位置等
甲 7	診断書	(証拠⑦)	被害者 V が負った傷害の名称, 程度
甲 8	写真撮影報告書	(証拠⑧)	被害者 V の後頸部の傷の状況
甲 9	警備員 V の検面調書	(証拠⑨)	窃盗の犯行状況, 暴行を受けた状況, 処罰感情等
甲 10	目撃者 W の検面調書	(証拠⑩)	被告人及び共犯者が被害者 V に暴行を加えた状況
甲 11	捜査報告書	(証拠⑪)	被告人と共犯者とのメッセージのやり取りの状況
甲 12	捜査報告書	(証拠⑫)	共犯者が△川×晃であること
甲 13	β店長の検面調書	(証拠⑬)	被告人と△川がスタンガンを入手した状況
甲 14	捜査報告書	(証拠⑭)	前記スタンガンの特徴, 電圧等
甲 15	実況見分調書	(証拠⑮)	前記スタンガンが本件犯行に使用されたこと
甲 16	捜査報告書	(証拠⑯)	被告人と△川が被害店舗の下見をした状況
甲 17	捜査報告書	(証拠⑰)	被告人の所持金が約 2 万円であったこと
甲 18	捜査報告書	(証拠⑱)	被告人に約 170 万円の借入れがあったこと
甲 19	保護観察所回答	(証拠⑲)	保護観察中の被告人の生活状況
甲 20	母親の員面調書	(証拠⑳)	被告人の生活状況等
乙 1	被告人の員面調書	(証拠㉑)	被告人の身上・経歴等
乙 2	被告人の員面調書	(証拠㉒)	犯行動機, 犯行に至る経緯
乙 3	被告人の員面調書	(証拠㉓)	△川と共にスタンガンを準備した経緯等
乙 4	Y 市回答		被告人の身上
乙 5	前科調書		被告人の前科
乙 6	判決謄本		前科の内容
乙 7	判決謄本		前科の内容